

一切の行動に付所管鎮守府司令長官、要港部司令官の指示に遵ふ
へし

第六條 鎮守府司令長官、要港部司令官は必要と認むるときは防禦海面に於ける漁獵、採藻其他軍事上障害となるべき行為を禁止し又は之を制限することを得

第七條 鎮守府司令長官要港部司令官は適當と認めたる船舶に對し特に本令の禁止又は制限の全部又は一部を解くことを得

第八條 本令又は本令に基きて發する命令に違背したる船舶に對しては航路を指定し防禦海面外に退去を命ずることを得
前項の命令に遵はざるものに對しては必要に應じ兵力を用ふることを得

第九條 第三條乃至第五條の規定に違背したるときは船舶の長又は其職務を執れる者を一年以下の重禁錮又は二百圓以下の罰金に處す

第十條 第六條の禁止又は制限に違背したる者は六箇月以下の重禁錮又は百圓以下の罰金に處す

附則

本令は發布の日より之を施行す

鐵道軍事供用令

一月二十五日公布勅令第十二號

第一條 本令に於て會社と稱するは私設鐵道株式會社を謂ふ

本令に於て軍事輸送と稱するは特に準備したる列車に依り又は普通列車中一車輛以上を専用して陸海軍團隊及其の携行し又は之に宛て追送する馬匹及軍需品を輸送するを謂ふ
本令に於て軍用列車と稱するは軍事輸送の爲特に準備したる列車を謂ふ

第二條 會社は陸海軍官憲の要求に従ひ軍事輸送を爲すへし
軍用列車には陸海軍官憲の承認あるときは郵便物を搭載し又は郵便車を聯結することを得

第三條 會社は他の會社より軍事輸送上必要なる幫助を請求せられたるときは業務に支障なき限り之に應ずへし

第四條 軍用列車は搭載地より卸下地迄直通の運轉を爲すへし

第五條 乗用に供する車輛は將校、同相當官准士官及び軍屬たる高等文官若しくは之に準すへき者に在りては一等又は二等客車、下士卒及び判任文官以下の軍屬に在りては三等客車とす

前項車輛の乗車人員は普通旅客定員の十分の八を標準とす

第六條 馬匹は有蓋貨車に搭載すへし

第七條 戦用器材は無蓋貨車に搭載し其他の軍事品は其種類及形状に應じ有蓋貨車には無蓋貨車に搭載すへし

第八條 客車には普通旅客に供すると同一の設備を爲し第六條の貨車には燈器、敷藁及び馬栓棒若しくは胸板を備へ第七條の貨車中戦用車輛を搭載するものには搭載品固定用の木楔錠釘等を備ふへし

第九條 車輛の缺乏其他已を得ざる場合に於て陸海軍官憲の承認

あるとき又は陸海軍官憲の要求ある場合に於て會社に支障なきときは第四條乃至第八條の規定に依らざることを得

第十條 軍事輸送に供する車輛は清潔に掃除し必要なる場合に於ては消毒を爲すへし

第十一條 會社は馬匹及軍需品の積卸の爲に要する踏板及輸送上必要なる雨覆等を準備すへし

第十二條 會社は軍事輸送に際し停車場内の點燈、公衆待合所、乗降場、厠等を軍用に供すへし

第十三條 陸海軍官憲に於て軍事輸送に際し搭載卸下の爲必要なる補足工事又は特別の施設を爲さむとするときは會社は正當の事由なくして其の供用線に屬する土地建物機械器具又は材料の供用を

拒むことを得ず

會社に於て前項の工事又は施設を爲すへき要求を受けたるときは正當の事由なくして之を拒むことを得ず

前二項の場合に於て供用の費用又は工事若は施設に要する費用は之を補償す但し其の金額は陸軍大臣又は海軍大臣遞信大臣と協議して之を決定す

第十四條 會社は陸海軍官憲の要求あるときは無償にて其の電信電話に依り軍事輸送上直接に必要なる通信を取扱ふへし

第十五條 軍事輸送の料金は別表に依り之を交付す
前項の料金は陸海軍官憲會社と協議して之を低減することを得

第十六條 軍事輸送の實施に關する規定は陸軍大臣海軍大臣遞信大

臣協議して之を定む

第十七條 前數條の規定は官設鐵道に之を準用す

第十八條 第二條第一項及第十三條の規定に違反したるときは取締

役を二百圓以下の罰金又は一年以下の重禁錮に處し第三條第四條

第六條乃至第八條及第十四條の規定に違反したるときは取締役を

百圓以下の罰金又は三月以下の重禁錮に處し第十條乃至第十二條

の規定に違反したるときは取締役を五十圓以下の罰金又は一月以

下の重禁錮に處す

附則

本令は明治三十七年一月二十六日より之を施行す

(別表)

軍事輸送料金表

借用車輛の種類 一輛一哩に對する金額

一、二等客車 旅客定員に金一錢を乘したる額

三等客車 旅客定員に金五厘を乘したる額

等級合造客車 (旅客定員に一、二等は金一錢三等は金五厘を乘したる額の和)

有蓋貨車 金十二錢

無蓋貨車 金十錢

貨物緩急車 金六錢

備考 二十哩未滿の輸送に在りては二十哩分の料金を給す

鐵道軍事輸送規定

明治三十七年一月二十三日公布陸軍省令第三號

第一條 陸海軍に於て軍事輸送を要求せんとするときは列車の組織車輛の數其他必要の事項を定め豫め會社に通報するものとす

第二條 鐵道軍事供用令第四條乃至第八條に依り難き場合に於ては會社は豫め事由を具し軍事輸送の要求を爲したる陸海軍官衙に申出つへし

第三條 會社に於て客車の代用として有蓋貨車を使用するときは代用車に適當の裝置を爲し且其乗車人員は車内の床面積少くも三方平呎毎に一名の比例を標準とすへし

第四條 會社に於て有蓋貨車を使用するときは代用車は適當の裝置を爲すへし

前項の貨車には蕪秣其他爆燒し易き物品を積載すへからす

第五條 馬匹を搭載したる車輛には看守者を附することあるへし

第六條 火藥類は有蓋貨車に搭載し輸送中車扉を密閉し置くものとす

前項の貨車は如何なる場合に於ても機關車の直前又は直後に聯結すへからす

火藥類を搭載したる貨車は軍用列車に限り之を軍隊若は他の輸送物を搭載せる車輛に聯結するを得

第七條 發火の虞なき様成規の包裝を爲したる火藥類は其種類に拘はらず軍用列車に限り之を同一車輛に搭載することを得

第八條 火藥類を輸送する場合に於て其受渡の時刻は輸送を要求し

たる官衙豫め會社と協議して之を定む

第九條 燃焼し易き物品を無蓋貨車に搭載するときは必要に應じ束蕪を浸したる水桶を準備し且看守者を附することあるへし

第十條 軍用列車には輸送指揮官（貨物輸送の場合に於ては通常宰領者）を附し搭載卸下及輸送途中の取締に任せしむ

普通列車に依り軍事輸送を爲す場合に於ても輸送指揮官又は宰領者を附することあるへし

第十一條 陸軍官衙若しくは海軍官衙は必要に應じ停車場司令官若しくは命したる將校同相當官を派遣し當該停車場に於ける輸送の業務を掌らしむ

第十二條 軍事輸送を要求したる官衙は毎回輸送に對し鐵道軍用輸

送券を發行す但輸送指揮官又は宰領者を附せざる輸送に在ては此限にあらす

前項の輸送券は搭載地卸下地間を通して一通とす但途中に於て搭載又は卸下を爲す輸送物あるときは其輸送に關しては各別に輸送券を發行するものとす

第十三條 輸送券は甲乙丙の三部に區分し甲部は料金計算の用に乙部は料金對照の用に丙部は輸送途中の證憑に供するものとす

第十四條 軍事輸送の料金は會社より仕拂請求書に輸送券の甲部を添へ請求すへし但輸送券を發行せざる場合に在ては普通貨物輸送の例に依るものとす

二箇以上の會社に關係する軍事輸送の料金は始發停車場所管の會

社より請求するものとす

前項料金の分配方は關係會社協議の上之を定むるものとす

第十五條 軍事輸送の料金は時宜に依り現金拂を爲すことあるへし

此場合に於ては輸送券面に「料金拂濟」と朱書するものとす

第十六條 鐵道軍事供用令第十三條の費用は一口毎に通とし會社

より其仕拂請求書に證憑書類を添へ之を請求すへし

第十七條 會社に於て軍事輸送實施の爲め生したる民事上の損害に

つき賠償を受けんとするときは一口毎に證憑書類を添へ主務大臣

に申出つへし

第十八條 會社は陸海軍の要求に依り軍事輸送に關し必要なる事項

を報告すへし

第十九條 本規程に指定せざる事項は鐵道運輸規程鐵道信號規程及

火藥類鐵道運送規程の指定を準用す

第二十條 本規程は官設鐵道に之を準用す

(鐵道軍用輸送券雛形は略す)

勅令第四十五號 (明治三十七年二月二十二日發布)

陸軍現役軍人婚姻條例

第一條 陸軍現役軍人婚姻を爲さむとするときは將官同相當官に在

りては陸軍大臣の奏請に依り勅許を仰ぎ、上長官士官に在りては

陸軍大臣、准士官以下に在りては所管長官の許可を受くへし

第二條 現役下士兵卒及諸生徒は婚姻を爲すことを許さす但し滿六

年以上服役の者は此の限に在らず

第三條 現役軍人婚姻の許可を受けむとするときは所屬部隊長を経て出願すへし

部隊長前項の願出を受けたるときは其の配偶者と爲るべき者の身元、教育、性行、資産、その他婚姻の許可に付参考となるべき事項を調査し意見を附し順序を経て進達すへし

附則

本令は發布の日より之を施行す
陸軍武官結婚條例は之を廢止す

臺灣居住者召集諸費支出規程

(明治三十七年一月九日陸軍省令第二號)

戰時若くは事變に際し臺灣居住者を臺灣陸軍守備部隊に召集する場合に於ける召集諸費支出規程左の通定む

第一條 戰時若くは事變に際し臺灣居住者を臺灣守備部隊に召集する場合に於ける召集旅費其他召集諸費の仕拂命令官は臺灣陸軍經理部長とし其の出納官吏は臺灣諸部團隊の官吏及廳長とす但し必要に應し廳の官吏に分任出納官吏の職務を執らしむることを得

第二條 前條の召集旅費は應召者の居住地より召集部隊所在地迄の里程に應じ之を支給す

應召の途中に於て事故の爲め復歸を命じたる者には應召前の居住地迄の里程に應じ旅費を給す但し召集旅費の中返納せしむ可きも

のある時は其額を控除す

第三條 本規程に規定せざるものは陸軍召集諸費支出規程中充員召集に關する規定を準用す但し師團長の職務は臺灣總督、地方長官及聯隊區司令官の職務は廳長之を行ふものとす

附則

本令は明治三十七年四月一日より之を執行す

戰時に關する陸軍刑法

第一章 反亂

第五十條 軍人黨を結ひ擅に兵器を執り反亂を爲す者首魁教唆者及び群衆の指揮を爲し若くは樞要の職務に従事する者は死刑に處す

其指揮を爲し樞要の職務に従事すと雖も情狀輕き者は無期流刑に處す

諸般の職務を司り若くは兵器彈藥其他軍需の物品を資給する者は有期流刑に處し其情狀輕き者は重禁獄に處す

附和して其事に服行する者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第五十一條 軍人反亂を爲すことを謀り兵器彈藥其他軍需の物品を劫掠する者は前條の刑に同じ

第五十二條 軍人前三條の罪を犯すに因り故らに鎮撫の官吏を殺す者は死刑に處す

第五十三條 軍人敵を利する爲め部下の兵隊若くは軍事に關する土地家屋船舶及び兵器彈藥其他軍需の物品を敵に付する者は死刑に

處す

第五十四條 軍人敵を利する爲め土地道路の要害險夷を指示し若くは攻守の用に供す可き圖書及び暗號記號を開示し若くは秘密を要する兵器彈藥の製法其他軍機軍情を漏洩する者は死刑に處す

第五十五條 軍人敵圍を受くるの地に於て其司令官を要し敵に降らしめんとして黨を爲す者は死刑に處す

第五十六條 軍人敵前に在て隊兵の潰走を誘起し若くは其連絡集合を妨害する者は死刑に處す

第五十七條 軍人敵の爲めに兵を募る者は死刑に處す

第五十八條 軍人敵を利する爲め軍事に關する家屋船舶及び壘柵兵器彈藥其他軍需の物品若くは戰鬪の用に供す可き道路橋梁森林涼

車電線を毀壞し若くは火を放て之を燒燬する者は死刑に處す

第五十九條 軍人敵を利する爲め兵器彈藥其他軍需物品の缺乏を致す者は死刑に處す

第六十條 軍人敵を利する爲め叫呼喧噪し若くは造言飛語を爲す者は死刑に處す

第六十一條 軍人敵の間諜を誘導助成隱匿し若くは敵を利する爲め俘虜降人を逃走せしめ及び切奪する者は死刑に處す

敵を利する爲め音信を敵に通する者亦同し

第六十二條 軍人前數條に掲ぐる所の罪を犯さんとして未だ遂げざる者及び其豫備を爲す者は各本條に照し一等を減す

其陰謀を爲し未だ豫備に至らざる者は二等を減す

第六十三條 軍人前數條に掲ぐる所の罪を犯さんとして其豫備若くは陰謀を爲すと雖も未だ其事を行はざる前に於て自首する者は本刑を免し六月以上三年以下の監視に付し將校は剝官を附加す

第六十四條 軍人情を知て前數條に掲ぐる所の犯人集會の爲め家屋を貸す者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第六十五條 軍人此章の罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二以年下の監視に付し將校は剝官を附加す

第二章 抗命

第六十六條 軍人命令を下す可き權ある者の命令に抗し若くは服從せざる者敵前に在ては死刑に處す

軍中若くは臨戰合圍の地に在ては二年以上五年以下の輕禁錮に處

し將校は剝官を附加す

其他の地に在ては二月以上二年以下の輕禁錮に處し將校は剝官を附加す

第六十七條 軍人二人以上共に前條の罪を犯す者敵前に在ては皆死刑に處す

軍中若くは臨戰合圍の地に在ては首魁は重禁獄に處し其他の犯人は二年以上五年以下の輕禁錮に處し將校は剝官を附加す

其他の地に在ては首魁は輕禁錮に處し其他の犯人は二月以上二年以下の輕禁錮に處し將校は剝官を附加す

第六十八條 軍人暴行を爲すに當り上官之を制止し其命に従はざる者は二月以上四年以下の輕禁錮に處し將校は剝官を附加す

第三章 擅權

第六十九條 司令官構和の告示若くは停戦の命令を受け仍ほ戦闘の所爲を止めざる者は死刑に處す

第七十條 司令官命令に背き若くは權外の事に於て已むことを得ざるの理由なくして擅に兵隊を進退する者は死刑に處す

第七十一條 司令官擅に人を募り部伍に充る者は二年以上五年以下の輕禁錮に處し劊官を附加す

第四章 辱職

第七十二條 要塞司令官若くは要塞特命司令官其盡す可き所を盡さずして敵に降り若くは所轄の地を敵に付する者は死刑に處す堡砦の地に於て其司令官之を犯す者亦同し

第七十三條 司令官野戦の時に在て隊兵を卒ひ敵に降る者は一月以上六月以下の輕禁錮に處し劊官を附加す

若し其盡す可き所を盡さずして降る者は死刑に處す

第七十四條 將校敵前に在て盡す可き所を盡さずして逃走する者は死刑に處す

第七十五條 將校其部下の兵徒黨犯罪の事あるに當り鎮定の方を盡さざる者は三月以上三年以下の輕禁錮に處し劊官を附加す

第五章 暴行の中

第八十七條 軍人戦場に於て創傷人の衣服財物を褫奪する者は重懲役に處し因て殺傷する者は死刑に處す

第八十八條 軍人軍用の工廠船舶及び軍需の物品を貯藏する倉庫若

くは現に戦鬪の用に供する家屋壘柵橋梁瀛車電線を毀壞する者は重懲役に處し火を放て之を燒燬する者は死刑に處す

第八十九條 軍人敵前軍中若くは臨戦合圍の地に於て火を放ち露積する所の兵器彈藥軍糧陣營具被服を燒燬する者は死刑に處す其他の地に在ては重懲役に處す

媾和法大要

媾和法の大要左の如し

- 一 媾和は交戦國の一方其目的を達したるか或は飽く迄も戦勝の利を欲せざる時之を行ふ
- 一 媾和は平和の條約を締結して始めて成る

- 一 媾和談判中は大きく休戦するを常とすれども決して休戦す可きにはあらず媾戦中猶戦鬪を持續するも亦差問なし
- 一 或場合に於ては媾和せずして休戦のみを長く締結する事あり

國際戰時法要義

- 一 戦争とは平和の手段盡きたる時最後の手段として兵力を用ゐる事を決するにあり
- 一 戦争は相互國民の國際上義務に關する事なし
- 一 戦争には相互國の代表者其本國に引揚ぐるものとす
- 一 對手國か交戦行爲ありたる場合には一の通知を與へざるも交戦を開始して差問なき者とす

- 一 戦争は國家と國家との戦争にして個人と個人との戦争には非ざるなり
- 一 故に敵國民なりとも之を町重にし軍機上の必要あらざる限り之を放逐す可きに非ず
- 一 敵國の財産にして直に軍用に供し得るか若しく其財産にして敵の手に落つる時は敵の勢力を増大ならしむる者に限り之を獲得する事を得

議定書

大日本帝國皇帝陛下の特命全權公使林權助及大韓帝國皇帝陛下の外
 部大臣臨時署理陸軍參將李址鎔は各相當の委任を受け左の條款を協

定す

- 第一條 日韓兩帝國間に恒久不易の親交を保持し東洋の平和を確立する爲め大韓帝國政府は大日本帝國政府を確信し施政の改善に關し其忠告を容るること
- 第二條 大日本帝國政府は大韓帝國の皇室を確實なる親誼を以て安んずることを全康寧ならしむること
- 第三條 大日本帝國政府は大韓帝國の獨立及領土保全を確實に保證すること
- 第四條 第三國の侵害により若くは内亂の爲大韓帝國の皇室の安寧或は領土の保全に危険ある場合は大日本帝國政府は速に臨機必要の措置を執る可し而して大韓帝國政府は右大日本帝國政府の行動

を容易ならしむるため十分便宜を與ふること

大日本帝國政府は前項の目的を達するため軍略上必要の地點を臨機収用することを得る事

第五條 兩國政府は相互の承認を経ずして後來本協約の主意に違反すへき協約を第三國との間に訂立することを得ざること

第六條 本協約に關聯する未悉の細條は大日本帝國代表者大韓帝國外部大臣との間に臨機協定すること

明治七年二月二十三日 特命全權公使 林 權 助印

光武八年二月二十三日 外部大臣臨時署理 陸軍參將 李 址 鎔印

戰時法令全書終

明治三十七年三月六日印刷

(定價金二十五錢)

明治三十七年三月九日發行

(郵税金四錢)

不許複製

發行者 栗本長質

東京市日本橋區鐵砲町十三番地

印刷者 龍雲堂大場沃美

東京市神田區南乘物町十五番地

發行所 一三三館

東京市日本橋區鐵砲町十三番地

賣捌所

大市 阪內 盛東 文京 館堂 北隆 館

94
217

帝國陸海測量部編纂

日露清韓明細新圖

全一尺八寸橫二尺六寸
正價金十錢 郵稅金二錢

帝國陸海測量部編纂

同軍隊用

全一尺三寸橫一尺八寸
正價金七錢 郵稅金二錢

(ポケット入)

法學士鶴澤聰明校訂

戰時新法令

全一冊 紙數二百余頁
正價金廿五錢 郵稅金四錢

參謀本部御編纂

日清會

全一冊 紙數二百四十頁
正價金十五錢 郵稅金二錢

參謀本部御編纂

日韓會

全一冊 紙數二百余頁
正價金十五錢 郵稅金二錢

禁電子式複写

